

第⑥章

計画の推進体制について

計画の推進体制について

自殺対策を推進するためには、行政、各関係機関・団体などが協働し、あらゆる立場から取り組みを進める必要があります。

このため、福岡市では、平成18年11月に自殺対策協議会※5を設置しており、同協議会において福岡市自殺対策総合計画の進行管理、関係機関・団体の取組状況の把握、支援に努めるとともに、関係機関等と連携して自殺対策を推進していきます。

<イメージ図>

